

藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正について  
藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月27日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成25年2月1日

提案理由

この規則を提出したのは、使用許可の申請手続から郵便によることを削除し、利用者の利便性向上に資するため、藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正をするもの。

藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 赤 見 恵 司

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市スポーツ広場条例施行規則（平成23年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

藤沢市スポーツ広場条例施行規則(平成23年教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市スポーツ広場条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成23年2月3日 教委規則第3号</p> <p>（使用許可の申請手続き等）</p> <p>第7条 条例第5条第1項の許可を受けようとする登録団体等は施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の15日(その日が休場日に当たる場合は、その翌日。次条第2項において同じ。)から同月の末日(その日が休場日に当たるときは、その翌日。次条第2項において同じ。)までに施設等使用許可申請書に登録証，市民利用規則第8条第3項の規定により交付された学校体育施設市民利用団体登録証(以下「市民利用団体登録証」という。)を添えて，教育委員会に申請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この規則は，平成25年2月1日から施行する。</u></p>	<p>○藤沢市スポーツ広場条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成23年2月3日 教委規則第3号</p> <p>（使用許可の申請手続き等）</p> <p>第7条 条例第5条第1項の許可を受けようとする登録団体等は施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の15日(その日が休場日に当たる場合は、その翌日。次条第2項において同じ。)から同月の末日(その日が休場日に当たるときは、その翌日。次条第2項において同じ。)までに施設等使用許可申請書に登録証，市民利用規則第8条第3項の規定により交付された学校体育施設市民利用団体登録証(以下「市民利用団体登録証」という。)を添えて，教育委員会に申請しなければならない。</p> <p><u>2 前項の申請は，郵便によることができる。この場合における同項の提出期限の認定は，当該郵便物に押印された通信日附印により行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>